

復興特別所得税に関するお知らせ

預金・債券の利子や投資信託の分配金・譲渡益等に対してかかる
 所得税に対し、平成25年1月1日から25年の間、
 復興特別所得税として、所得税×2.1%が追加課税されます。
 具体的に、税率は以下の通りとなります。

	～平成24年 12月31日	平成25年 1月 1日～ 平成25年12月31日	平成26年 1月 1日～ 平成49年12月31日
○預金・債券の利子、 公社債投資信託の 分配金・償還益 ○生命保険契約（一時払） の解約返戻金（※1）の 差益 ○年金の一括受取金（※2） 等の差益 等	所得税15% 住民税 5%	所得税15.315% 住民税 5%	
○公募株式投資信託の 普通分配金・譲渡益等	所得税7% 住民税3%	所得税7.147% 住民税3%	所得税15.315%（※4） 住民税 5%（※4）
○個人年金保険契約等 の年金（※3） 等	所得税10%	所得税10.21%	

（※1） 契約日から5年以内の解約で源泉分離課税の対象となる場合

（※2） 運用（据置）期間が5年以下で源泉分離課税の対象となる場合

（※3） 雑所得の金額が年間25万円以上で源泉徴収の対象となる場合

（※4） 証券税制における軽減税率の適用が終了することによる税率の変更

- 利子の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日以降に支払われる利子等に対し、上記税率が課せられます。また、各種資料等で所得税が従来の税率により表示されている場合も、平成25年1月1日以降は上記税率となります。
- 個人向け国債の中途換金時に差し引かれる中途換金調整額は、平成25年1月10日受渡分以降、「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8」から「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685」となります。
- 公募株式投資信託等の普通分配金や譲渡益等に対する税率は、お客さまが総合課税を選択する場合は、「総合課税における所得税額×2.1%」が復興特別所得税として課税されます。
- 少額貯蓄非課税制度（マル優）、少額公債非課税制度（マル特）を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。
- 内国法人等のお客さまは、利子等に対し、上記の税率で源泉徴収されます（なお、公募株式投資信託の普通分配金等では、住民税は徴収されません）。
- 本資料は、金融商品の税制に関する一般的な事項についてご案内しています。お客さまの個別の状況に応じてお取り扱いが異なることがあります。お客さまの具体的なお取り扱いについては、最寄りの税務署や税理士などにご相談ください。

本紙は平成24年5月時点の情報をもとに作成しております。
 今後、税制改正などにより内容が変更される場合があります。